

主な指摘事項【計画相談支援・障害児相談支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書における同意日及び契約書における契約日並びに重要事項説明書及び契約書における利用者の記名押印が確認できないものが散見された。</p> <p>サービス等利用計画案の同意取得から2ヶ月近く経過した後重要事項説明書に対する同意取得を行っているものがあるなど、サービス提供の開始に当たってあらかじめ必要な手続を行っていないと見受けられるものがあった。</p>	1件
運営	指定計画相談支援の 具体的取扱方針・記 録の整備	<p>アセスメントの実施日等その実施状況に係る記録が整備されておらず、アセスメントの実施に当たって利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ったものであるかどうか確認できない。</p> <p>サービス担当者会議の開催について、ほとんどの利用者に関して議事録等の保管がなされておらず、開催の有無が確認できない。</p> <p>モニタリングの実施日等その実施状況に係る記録が整備されておらず、モニタリングの実施に当たって、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ったものであるかどうか確認できない。</p> <p>サービス等利用計画の作成及びこれに係る一連の業務について、実施状況に係る記録等必要な記録の整備を行い、その完結の日から5年間事業所において保存すること。</p>	1件

2件